

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正について

令和5年3月
建築指導課企画班

1 概要

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）は、権利者が多数存在するマンションにおいて、困難を伴うことが多い建替えや敷地譲渡等の事業が円滑に推進できるよう、事業者や管理組合に対する各制度等を規定した法律である。

今般、多くのマンションが建築後相当年数を迎えており、老朽化や住人の減少により、建替え等の事業の増加が見込まれることから、制度の拡充や要件緩和等を行うため法改正が行われた。

本改正を受け、同法の許可の施行に関して必要な手続き等を規定している施行細則の改正を行う。

2 施行細則の改正内容

条項ずれ等の修正のみを行う。（規則第3条関係）→ 別添新旧対照表のとおり。

3 施行日

公布の日